

介護職員等処遇改善加算「見える化」要件

令和6年6月の介護報酬改定において今までの加算が一本化され「介護職員等処遇改善」が創設されました。介護職員等処遇改善加算は、介護職員の賃金向上を目的に、介護報酬を加算して支給する制度です。介護職員等処遇改善加算を取得するためには、下記の要件を満たしている必要があります。

- ・介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページの掲載を通じた「見える化」を行っていること。

「見える化」要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取組(賃金以外)につきまして以下のとおり公表します。

処遇改善に関する具体的な取り組みについて

区分	職場環境用件項目	当法人としての取り組み
入職促進に向けた取組	事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施	病院・介護医療院・老健共同での採用・人事ローテーションを行っている 年齢問わず、未経験者の採用も行っている 中学生のチャレンジ体験を受け入れている
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	資格取得支援制度を導入し、研修費等の補助、受験対策講座の実施、勤務シフトの考慮等を行う事により、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている 毎月一回は研修を行っている。外部研修へ参加を促している。
両立支援・多様な働き方の推進	子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 有給休暇が取得しやすい環境の整備 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実	男女ともに育休を制度を活用している。事業所内保育設備をしている。 状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の活用している。本人の希望にて非正規職員から正規職員へ転換が出来る。 柔軟な形で有給を取得している。 産業医の設置。心の健康相談室の設置。
腰痛を含む心身の健康管理	介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備	スライディングボードやスライディングシート・リフト、特殊浴等の活用、ノーリフトケアチームが巡回、指導をしている。 事故対応マニュアルの整備

生産性向上のための業務改善の取組	<p>タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減</p> <p>業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減</p>	<p>介護ソフトやインカムの活用により、情報共有、記録の電子化による業務の効率化を図っている</p> <p>各業務マニュアルの整備、電子カルテによる情報共有をしている</p>
やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	申し送りや日々のショートカンファレンスの実施で改善を図っている